

第4次 船橋市男女共同参画計画

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

（素案）

えいふ f プラン

船 橋 市

f（えふ）プランは

「船橋（Funabashi）に住む女性と男性が、ともに未来（future）に向かって、“～らしさ”にしばられない自由な（free）発想で、新境地（frontier）を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

目 次

I. 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	4
5	船橋市の現状	5

II. 基本計画

施策の体系	10
課題Ⅰ 男女が共に活躍できる環境づくり	12
方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	13
方針2 雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	16
課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	19
方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	20
課題Ⅲ 配偶者等からの暴力の根絶	24
方針4 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	25
方針5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	28
課題Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	30
方針6 育児・介護の支援基盤の整備	30
方針7 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進	35

III. 計画の総合的・効果的な推進

1	計画の推進体制	38
2	計画の進行管理	38
3	男女共同参画センターの充実	38
4	指標一覧	39

用語解説	41
------	----

参考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱	46
船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱	49
男女共同参画社会基本法	52

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・	58
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・	69

I．計画の基本的な考え方

I. 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成 13 年（2001 年）に初めての計画である「船橋市男女共同参画計画（f プラン）」を策定、平成 29 年（2017 年）には現行計画「第 3 次船橋市男女共同参画計画（f プラン）」を策定し、男女共同参画を推進するための様々な施策を実施してまいりました。

国際情勢に目を転じると、平成 27 年（2015 年）9 月には国連で「持続可能な開発目標のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で「だれ一人取り残さない」社会を目指す SDGs（持続可能な開発目標）17 のゴールが掲げられました。ゴール 5 では、令和 12 年（2030 年）までにジェンダー¹⁾ 平等の実現を目指していますが、世界経済フォーラムが令和 3 年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本は 156 か国中 120 位となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

こうした中、国が令和 2 年（2020 年）12 月 25 日に閣議決定した第 5 次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させるとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨としています。

男女共同参画社会の実現には、依然として残る固定的性別役割分担意識²⁾の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）³⁾の推進、配偶者等からの暴力の防止等に継続して取組を進めていく必要があります。

本市は、こうした状況を踏まえ、基本的には「第 3 次船橋市男女共同参画計画（f プラン）」を踏襲しつつ、目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」と定め、国、県の計画を参考に、「第 4 次船橋市男女共同参画計画（f プラン）」を策定しました。

目 標

人権が尊重され、男女が平等である社会

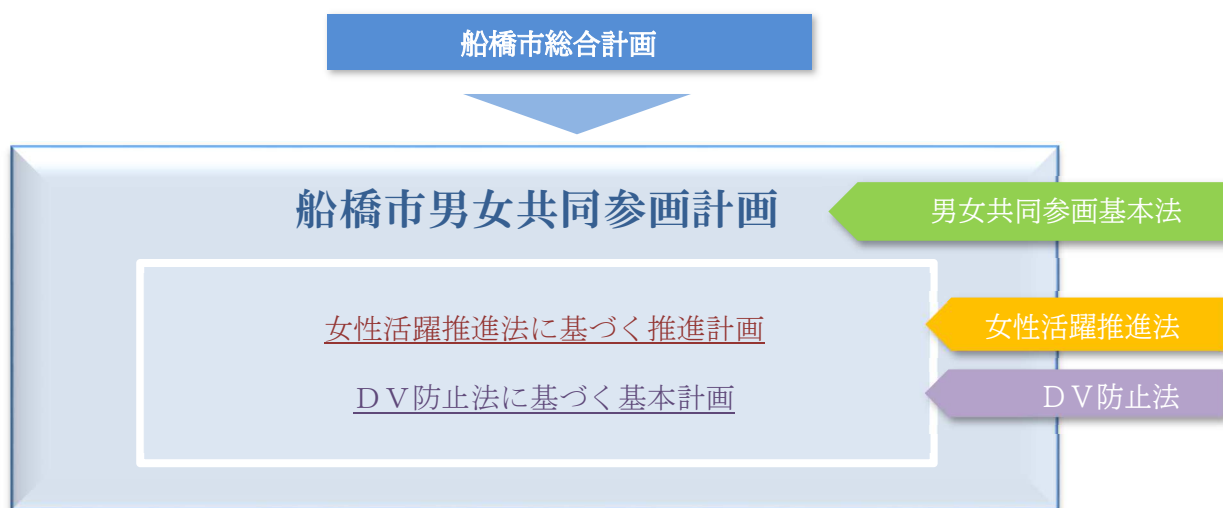
1)、2)、3) は P 4 1 用語解説参照

2 計画の性格

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定において策定が市町村の努力義務とされている市町村男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

(2) この計画は、「船橋市総合計画」や本市の関連諸計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
第3次船橋市男女共同参画計画			第4次船橋市男女共同参画計画				

4 計画の基本理念

男女共同参画社会の根底を成すのは、日本国憲法にうたわれるすべての国民の基本的人権の保障と男女平等です。

本市では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が固定的役割分担意識等にとらわれることなく、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の政策あるいは方針の立案や決定の過程に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、話し合いによる協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動と、仕事、学習、地域、その他の社会生活における活動との両立が図られるよう配慮すること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は国際社会での取組を十分理解して行うこと。

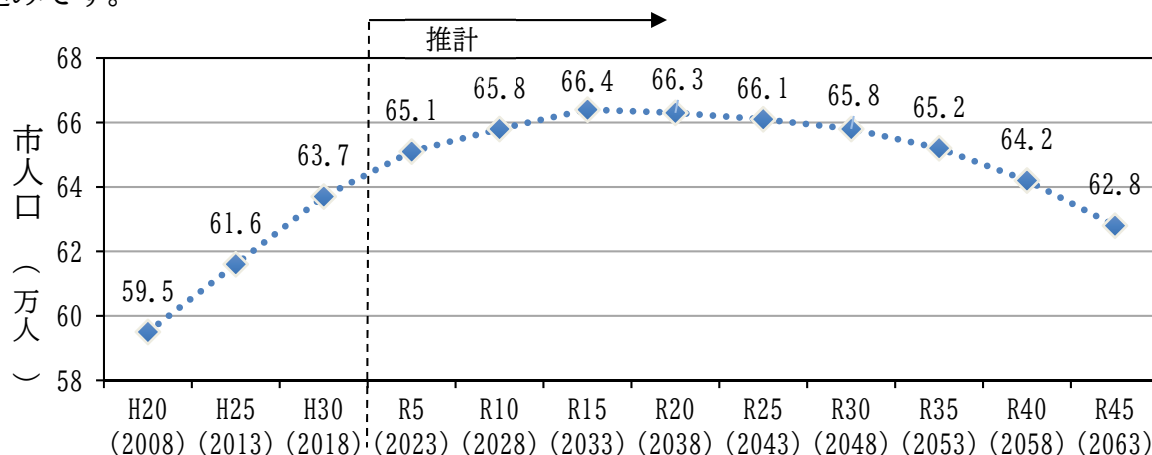


SDGs(持続可能な開発目標)17のゴールは、令和12年(2030年)までの国際目標です。ゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを掲げています。

5 船橋市の現状

①総人口の将来推計

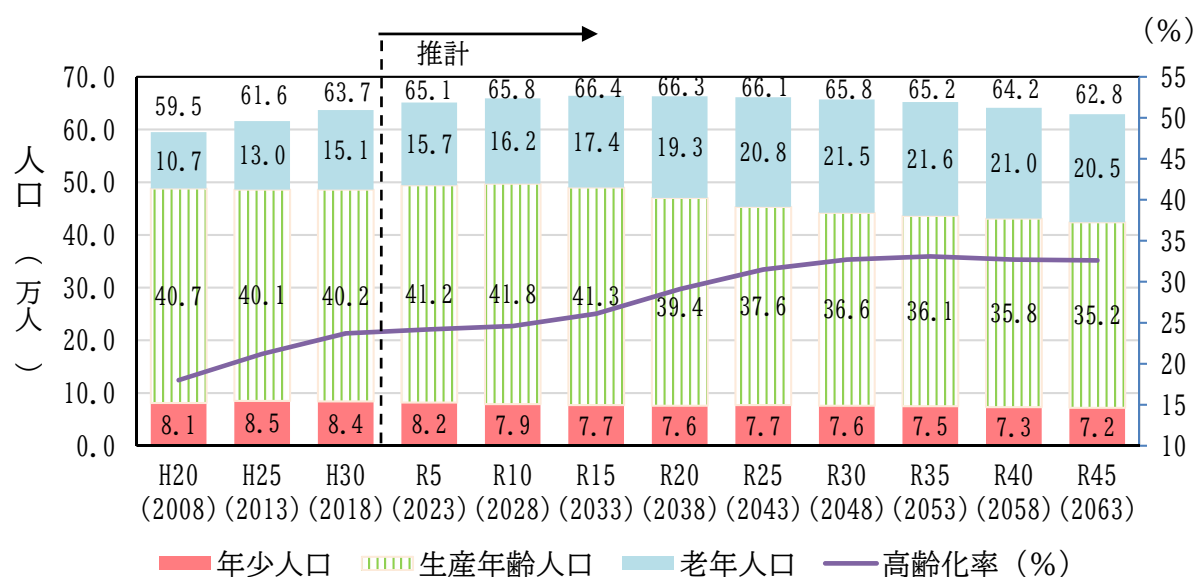
平成 30 年（2018 年）の総人口（4 月 1 日時点の住民基本台帳による）は 63.7 万人であり、令和 15 年（2033 年）まで緩やかに増加を続け、66.4 万人をピークに以降は減少し、令和 25 年（2043 年）には 66.1 万人、令和 45 年（2063 年）には 62.8 万人となる見込みです。



出所：船橋市人口推計調査報告書を加工して作成

②年齢3区分別人口の推移

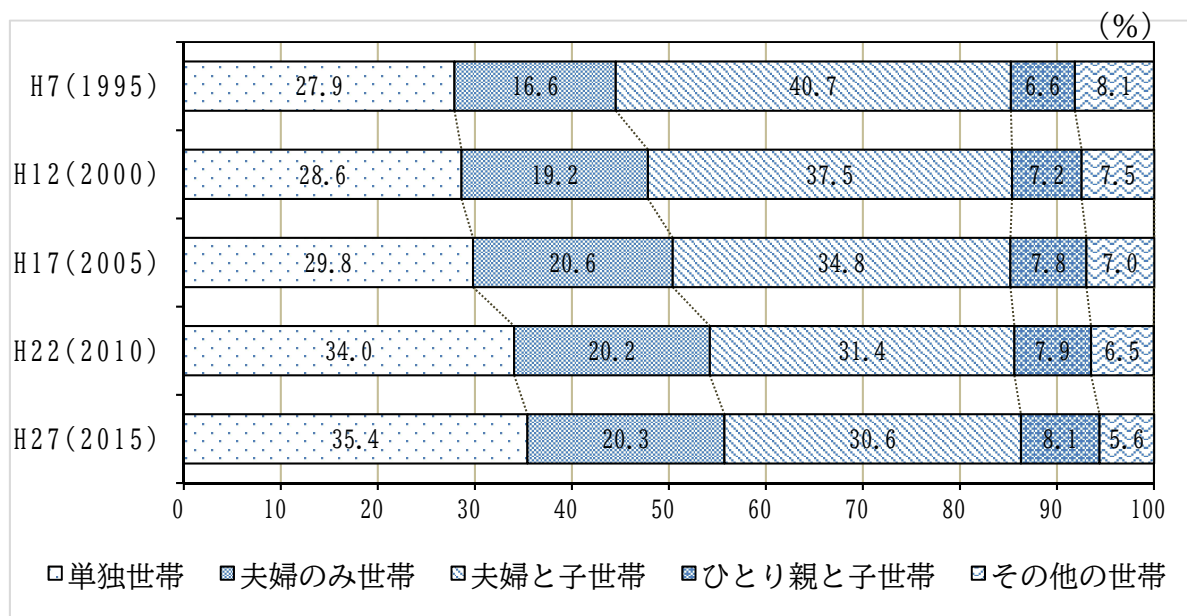
年少人口（15 歳未満の人口）は、平成 25 年（2013 年）の 8.5 万人をピークに減少に転じており、今後も緩やかに減少していく見込みです。生産年齢人口（15～64 歳の人口）は、平成 30 年（2018 年）の 40.2 万人から緩やかに増加を続け、令和 10 年（2028 年）の 41.8 万人をピークに減少に転じる見込みです。老年人口（65 歳以上の人口）は、平成 30 年（2018 年）の 15.1 万人から今後も増加を続けていく見込みです。



出所：船橋市人口推計調査報告書を加工して作成

③世帯の家族類型の推移

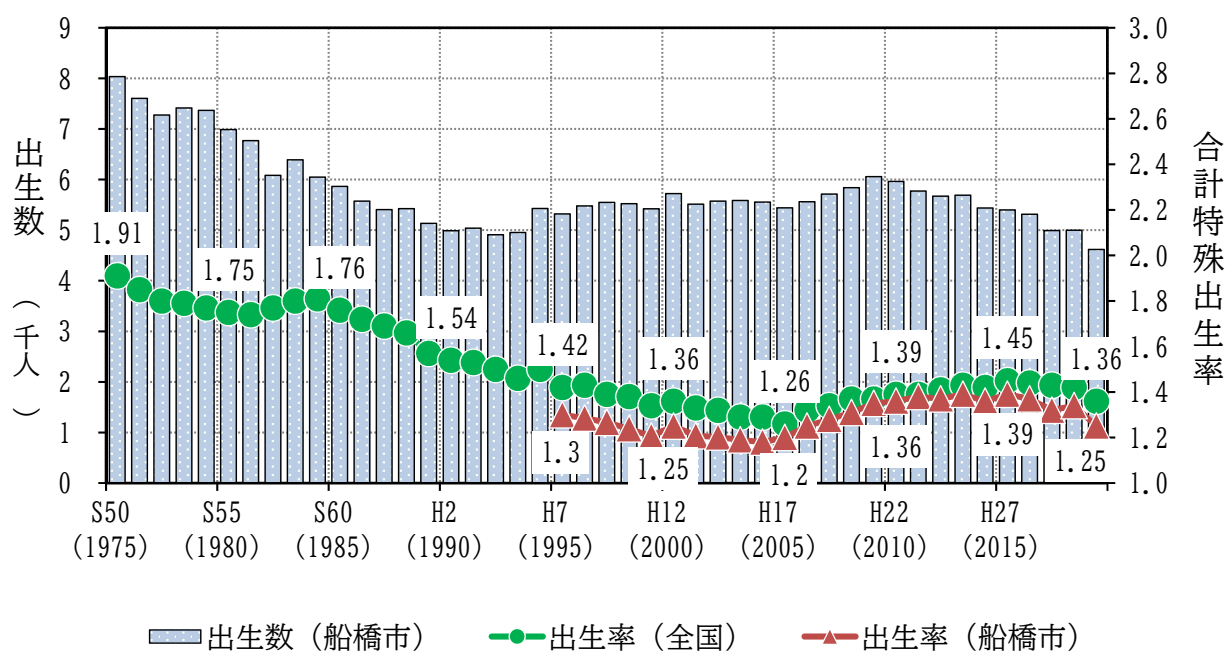
世帯の家族類型の推移を見ると、夫婦と子世帯の割合は減少傾向にあり、単独世帯、夫婦のみ世帯の割合が増加しています。



出所：船橋市統計書（世帯の家族類型別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員）より作成

④合計特殊出生率の推移

平成7年（1995年）に1.3だった本市の合計特殊出生率⁴⁾は、平成16年（2004年）に1.18まで落ち込みました。その後は回復傾向にあり、平成27年（2015年）には1.39まで上昇していましたが、令和元年（2019年）には1.25に減少しています。



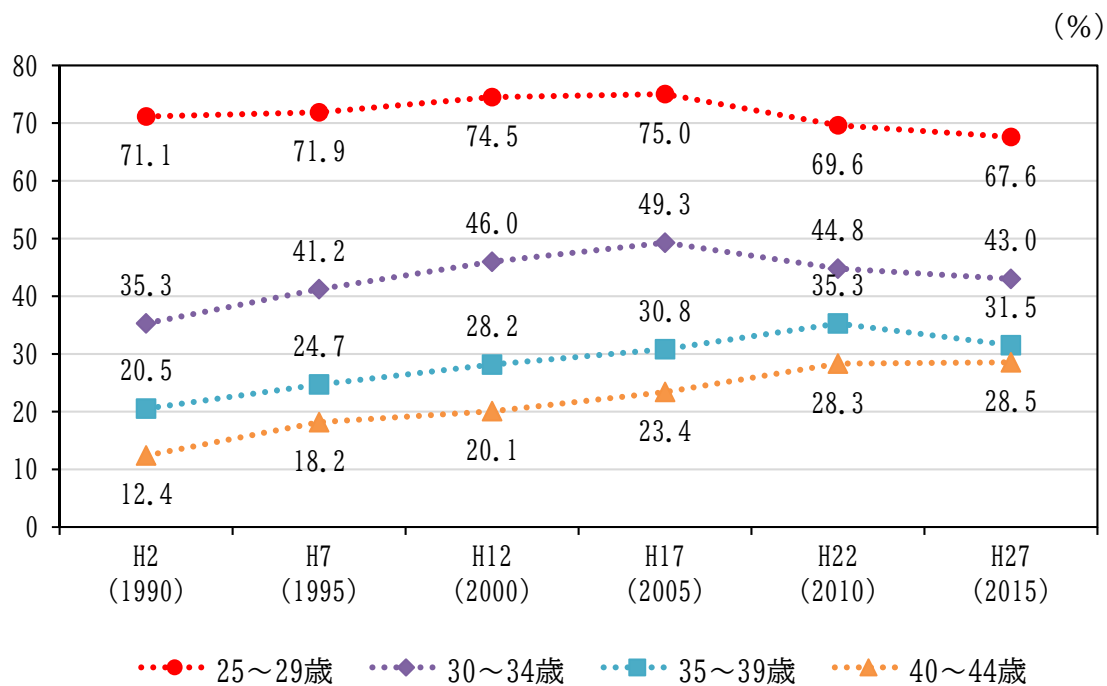
出所：船橋市統計書（人口動態指数）及び厚生労働省「厚生労働白書」を加工して作成

4) はP41用語解説参照

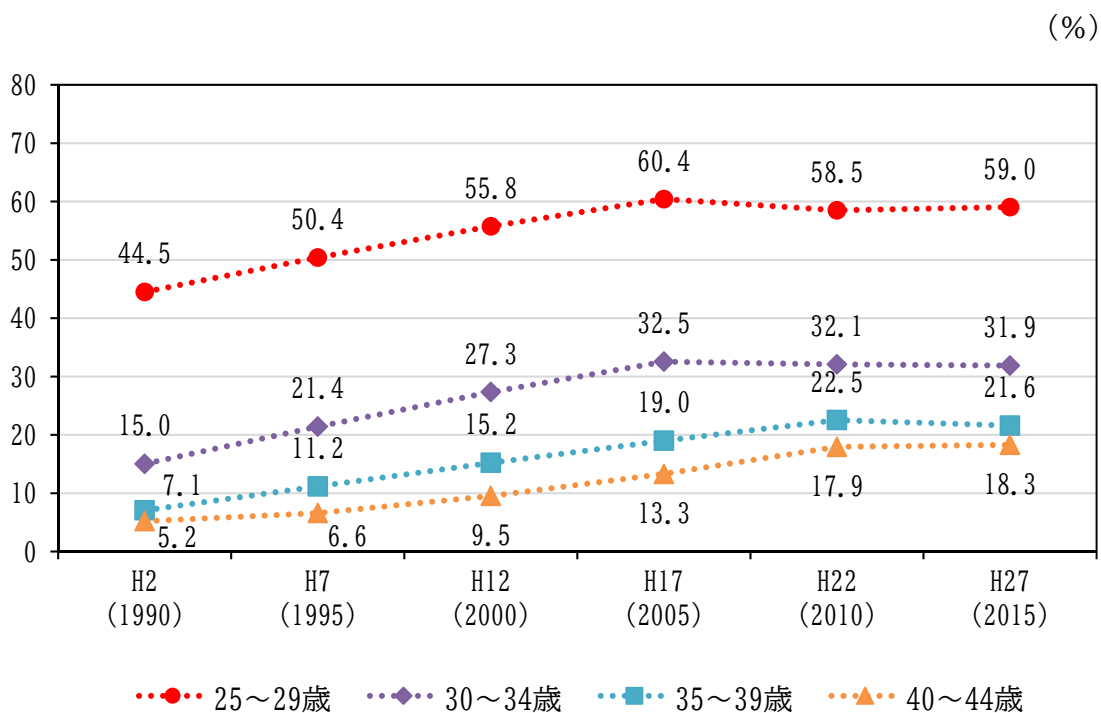
⑤男女別年齢階級別未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男性は、平成 17 年（2005 年）まではいずれの年代も未婚率が増加し、それ以降は 25～39 歳で回復の兆しが見られます。女性は、平成 17 年（2005 年）まではいずれの年代も未婚率が増加し、それ以降は 25～39 歳でほぼ横ばいに推移しています。

男性



女性

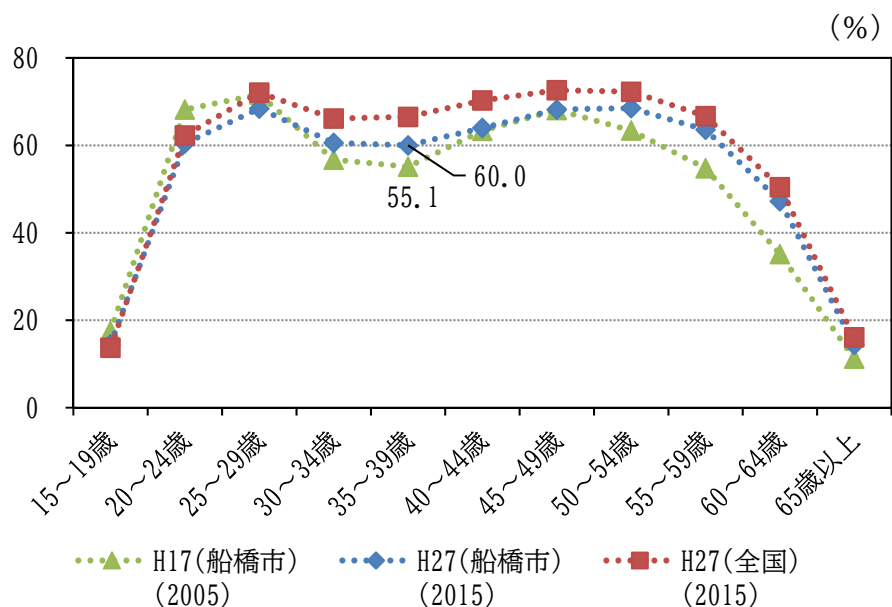


出所：船橋市統計書（年齢階級別人口及び未婚者数）より作成

⑥女性労働力率の推移

女性の労働力率⁵⁾は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

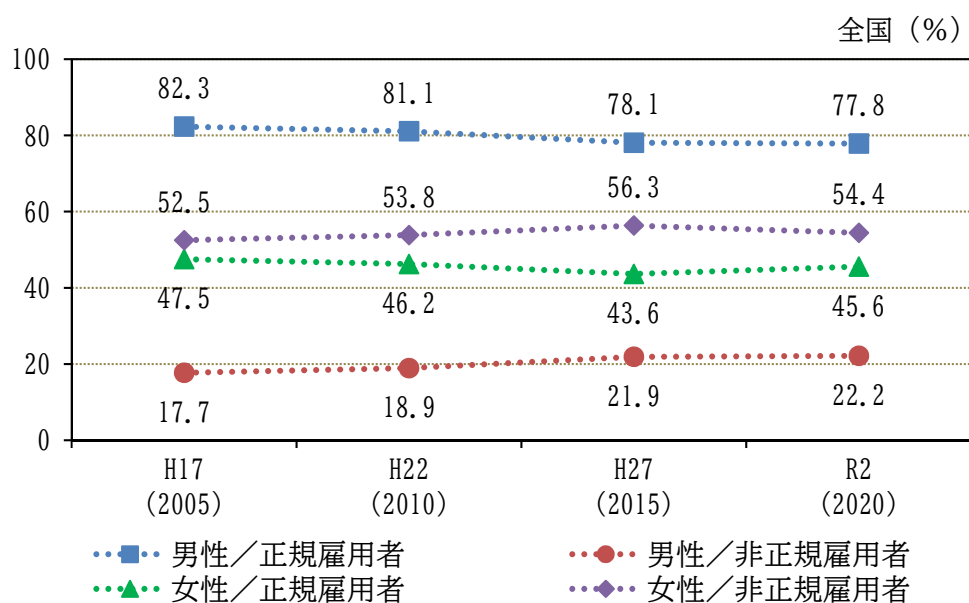
平成17年(2005年)はM字の底が35歳～39歳の55.1%でしたが、平成27年(2015年)は60.0%まで上昇しています。



出所：国勢調査結果（総務省統計局）より本市作成

⑦正規・非正規雇用者の割合の推移

正規・非正規雇用者の割合の推移をみると、女性は平成17年(2005年)からほぼ横ばいに推移して、令和2年(2020年)の非正規雇用者は54.4%と半数以上を占めています。男性は平成17年(2005年)から非正規雇用者が緩やかに増加し、令和2年(2020年)は22.2%となっています。



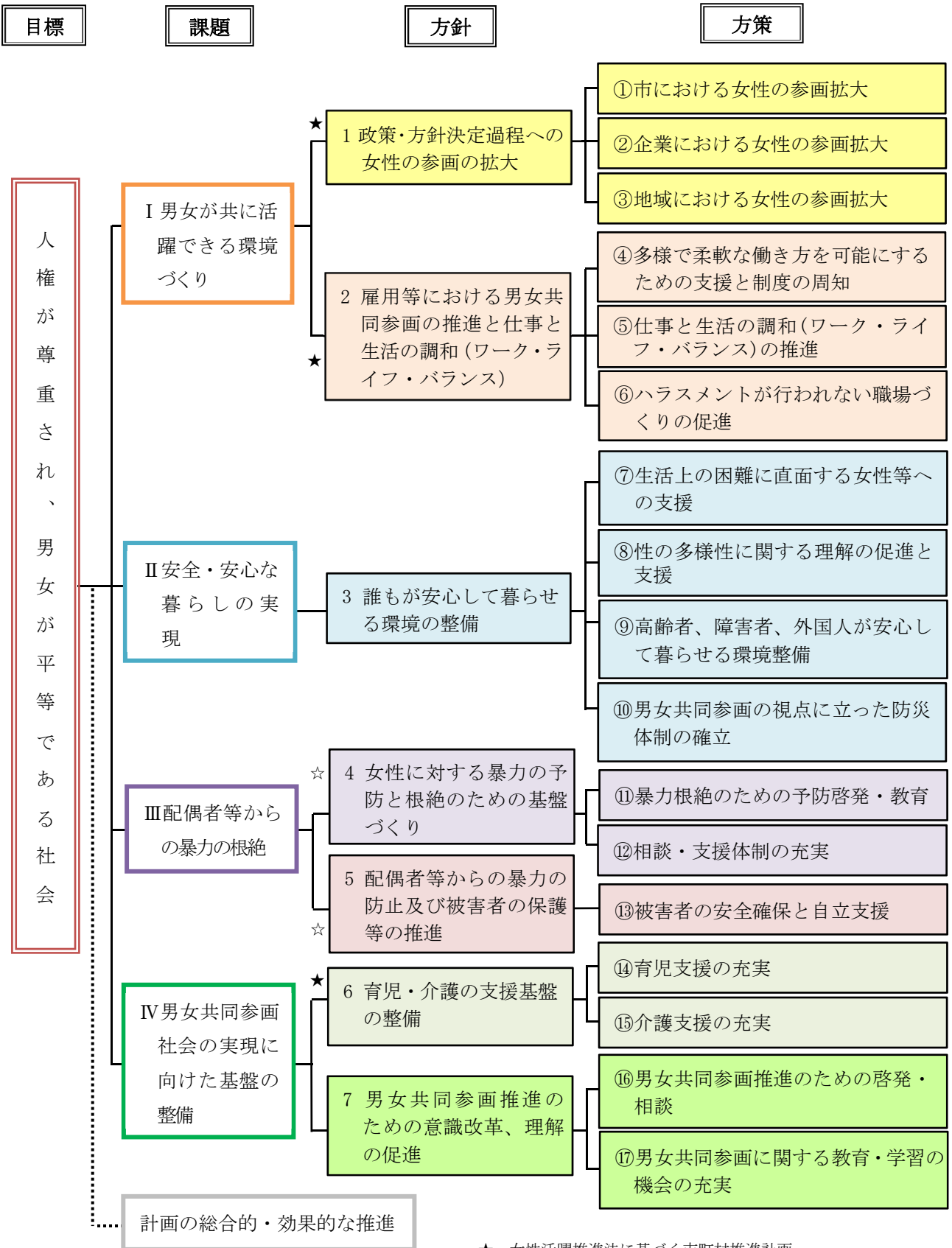
出所：労働力調査結果（総務省統計局）より本市作成

5) はP41用語解説参照

Ⅱ. 基本計画

Ⅱ. 基本計画

施策の体系



★...女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

☆...DV防止法に基づく市町村基本計画

方策の方向性

I-1-①	女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する 市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する
I-1-②	女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う
I-1-③	女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う 女性の社会参加促進のための支援を行う
I-2-④	多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する
I-2-⑤	ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する 男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する 男性の育児休業の取得を促進する 男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する 不妊治療と仕事の両立を支援する
I-2-⑥	ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う
II-3-⑦	ひとり親家庭等に対して、自立のための支援を行う 若年無業者等が経済的に自立することができるように就労・学習支援を行う 困難を抱える人への、多様な主体間の連携による支援を行う
II-3-⑧	性的少数者への理解の促進を図る 性的少数者を支援する
II-3-⑨	地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う 障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う 障害者の就労を支援する 外国人を対象とした相談や学習機会を提供する
II-3-⑩	災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う 防災の現場における女性の参画拡大
III-4-⑪	暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する 暴力がないまちづくりを進める
III-4-⑫	相談業務の充実を図る
III-5-⑬	被害者の安全確保を図る 被害者の自立支援と関係機関との連携を行う
IV-6-⑭	相談業務・情報提供の充実を図る 多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る 子育てに関する学習機会を提供する 地域における子育て支援事業の充実を図る 子どもの安全な通学経路等を確保する
IV-6-⑮	介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する 地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する
IV-7-⑯	男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る 男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直しを行う リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて学習機会を提供する
IV-7-⑰	教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る

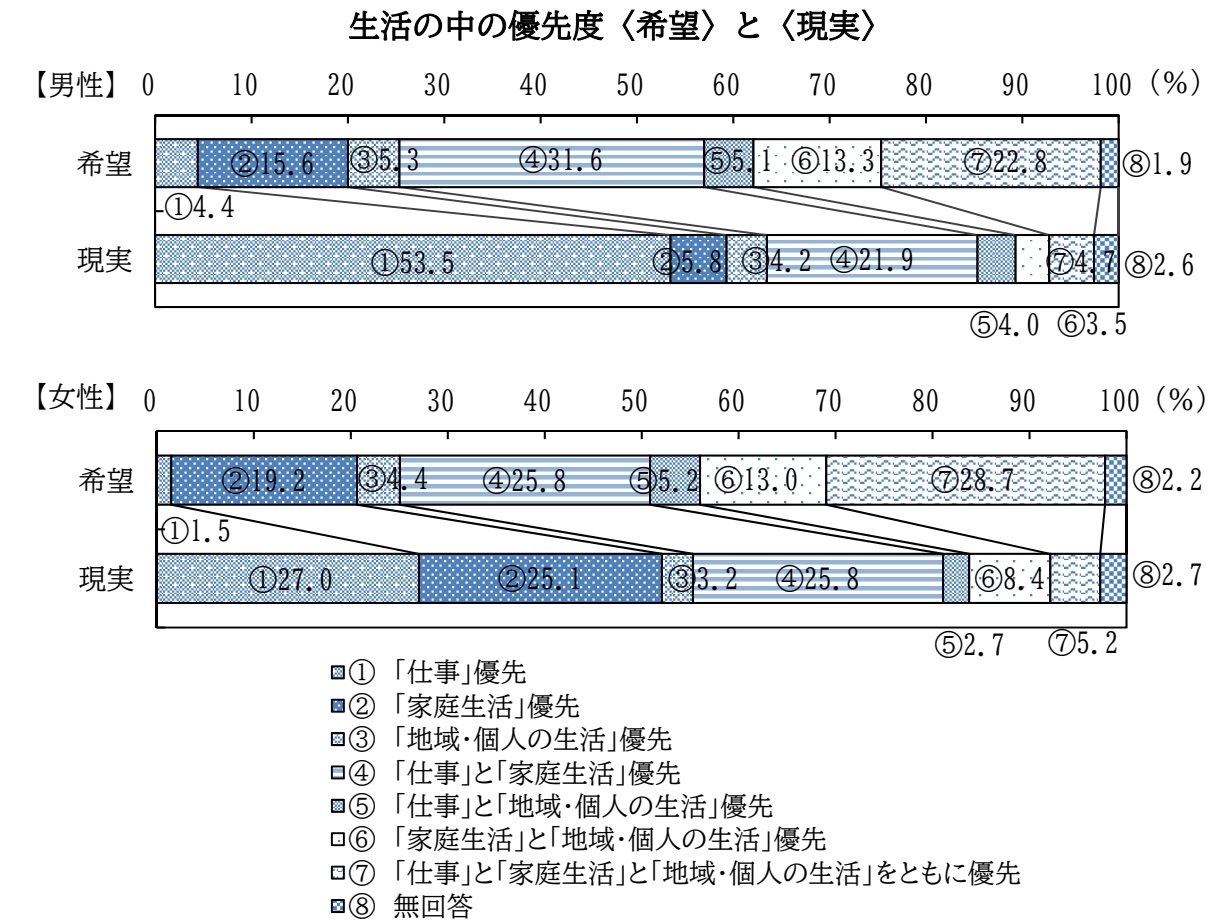
課題Ⅰ 男女が共に活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、お互いに責任を担うとともに、政策・方針決定過程に参画し、多様な意見を公平・公正に反映させ、均等に利益を享受できなければなりません。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づくこれまでの官民の取組により、女性管理職はいまだに少ないものの、女性の第1子出産前後の就業継続率は5割を超えました。一方で、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行や固定的性別役割分担意識を背景に、家庭では依然として女性が家事・子育て・介護等の多くを担っていることから、働く場において十分に活躍することができない女性も多くいます。

同時に、男性にとっても家事・子育て・介護等の家庭生活や地域活動への参画、自己啓発等の時間の確保が十分に行えない状況になっています。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでも、生活の中の優先度について希望と現実に乖離がみられることから、仕事か家庭の二者択一を迫られることなく、誰もが豊かで充実した人生を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

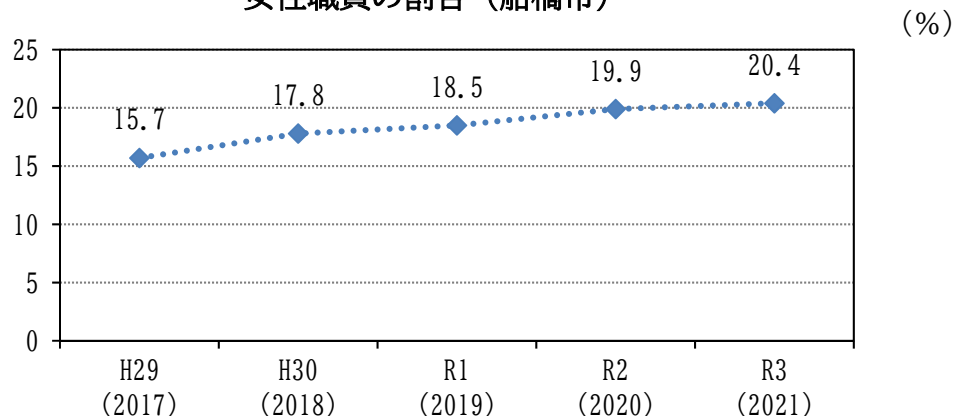
市職場における管理監督職（６級以上）の女性職員や、審議会等の女性委員の割合は、平成29年（2017年）に比べて令和３年（2021年）は増えているものの、十分であるとは言えません。意思決定の場に男女が対等な立場で共に参画し、男女双方の意見が十分に反映されることは、社会の多様性と活力を高めることにつながります。

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市職場において女性職員を管理監督職へ積極的に登用するとともに、市が設置する審議会等への女性委員の参画を推進し、企業においても女性が活躍できるよう啓発を行います。

地域では、住民主体の活動によりまちづくりが支えられてきましたが、担い手の確保や高齢化が課題となっており、令和２年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、地域活動における男女の平等感を聞いたところ、「男性が優遇されている（どちらかといえば男性が優遇されているを含む）」と全体で46.2%の人が答えています。

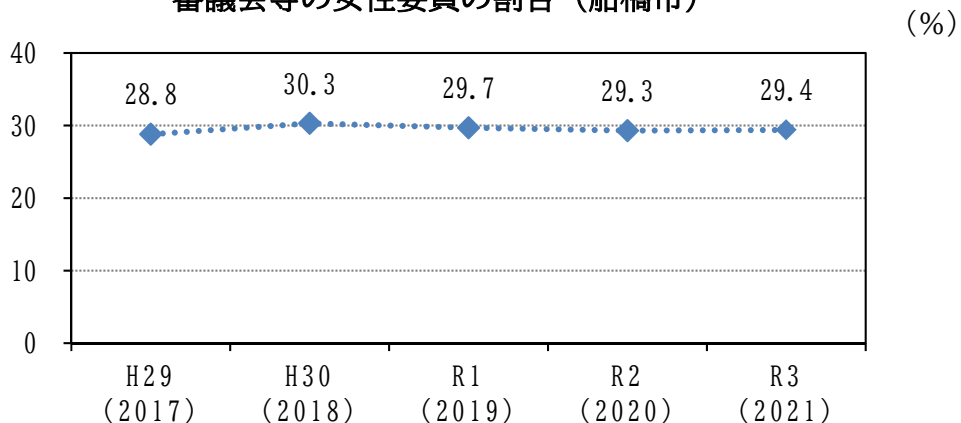
様々な年齢の男女が平等に地域の担い手として参画し、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、地域活動への参画を支援します。

市職場における管理監督職（６級以上）の
女性職員の割合（船橋市）

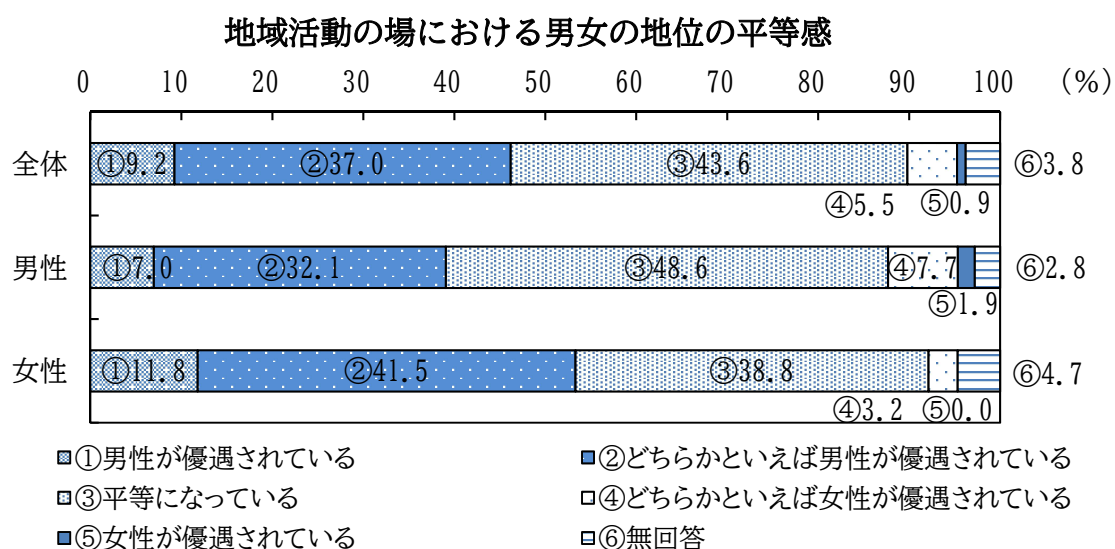


出所:職員課の資料より作成

審議会等の女性委員の割合（船橋市）



出所:法務課の資料より作成



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策① 市における女性の参画拡大

市が設置する審議会等において、女性の参画を推進します。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って女性職員の管理監督職への登用と人材育成を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する	1	市職場における管理監督職への女性の積極的登用	職員課
	2	市職場における女性職員のキャリア形成のための研修	職員課
	3	女性消防吏員の採用拡大に向けた積極的な広報等の取組	消防局総務課
市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する	4	市が設置する審議会等への積極的な女性委員の参画の促進	市民協働課 法務課
	5	農業委員会委員への積極的な女性委員の参画の促進	農業委員会事務局

方策② 企業における女性の参画拡大

企業に対し、女性の活躍推進に関する情報提供と、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する周知を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う	6	企業における女性の活躍推進のための講座等の開催	市民協働課 商工振興課
	7	企業における女性活躍推進法、行動計画策定の周知	商工振興課

方策③ 地域における女性の参画拡大

男女がともに地域社会の担い手となるよう情報提供を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う	8	町会・自治会の意思決定過程への女性参画の促進(町会・自治会活動への参画の促進)	自治振興課
	9	市民活動団体における女性の参画の促進	市民協働課
	10	「ふなばし市民力発見サイト」の運営	市民協働課
女性の社会参加促進のための支援を行う	11	市が主催する事業への保育ヘルパー派遣	市民協働課
	12	公民館での講座の開催(女性の社会参加に資する講座)	公民館

方針2 雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

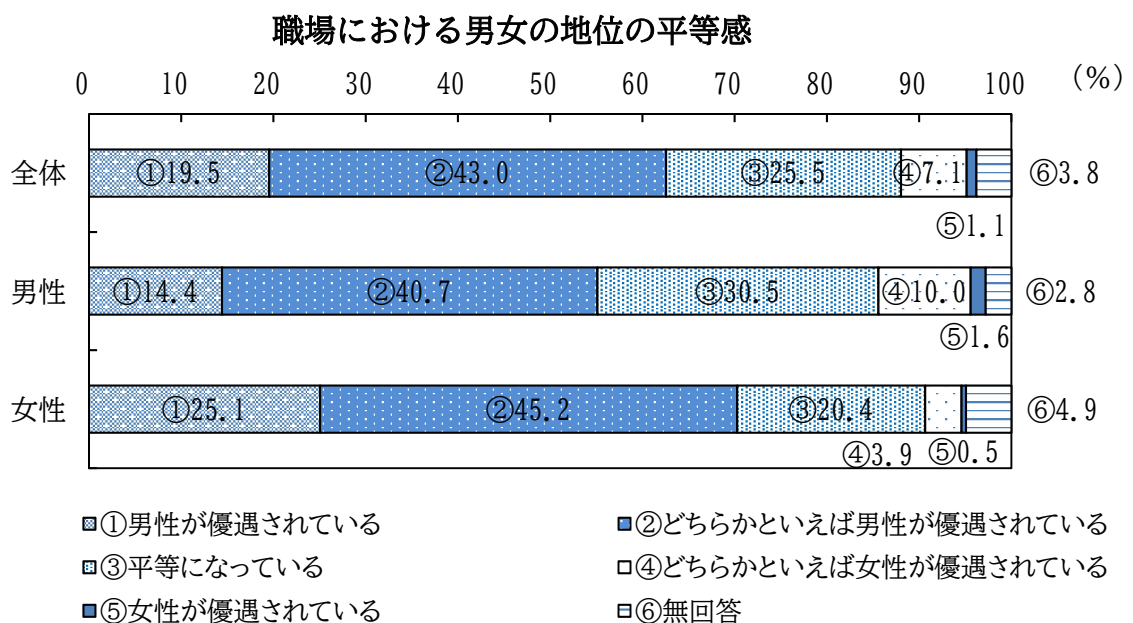
雇用における男女の均等な機会と待遇の確保については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法整備がなされてきました。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、職場における男女平等について聞いたところ、「平等になっている」と全体で25.5%の人が答えており、平成27年度（2015年度）の17.9%よりも平等感は増していますが、「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と全体で62.5%の人が答えています。

雇用における実質的な男女平等が確保されるよう、個人、企業に向けた啓発を行うとともに、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活において女性が能力を発揮できるよう起業等に関する支援をします。

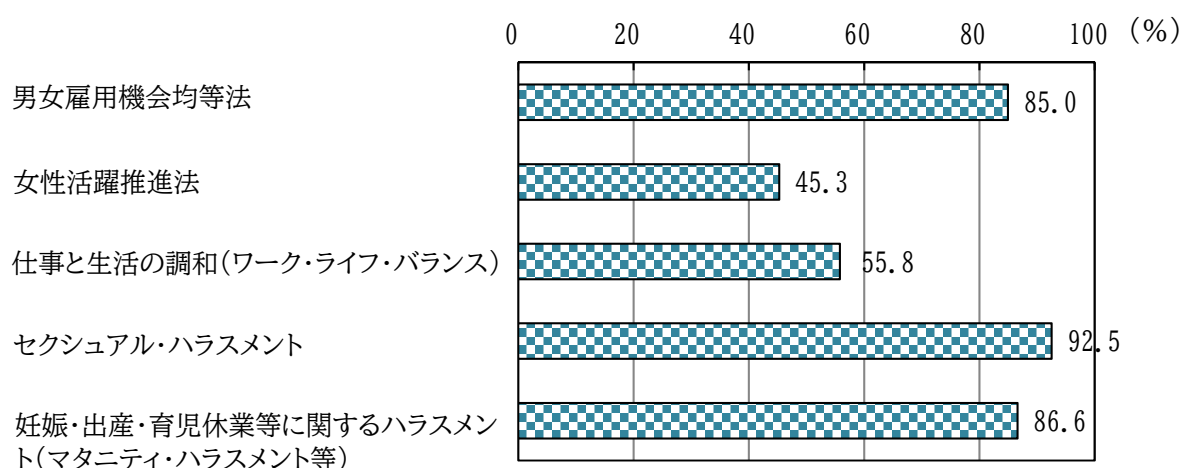
少子高齢化の影響で、生産年齢人口の減少や、介護・育児等を担いながら働く人の割合の増加が見込まれる中、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることはますます重要になってきています。男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、企業にとっても従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、生産性の向上、業務の効率化や企業価値の向上など多くの経営効果をもたらすことへの理解を広めます。

また、ハラスメントが相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける行為であることの認識を深め、ハラスメントが行われない職場づくりを促進します。



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

関連用語の周知度



出所:令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策④ 多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知

職業生活において男女の平等な機会と待遇の確保が図られるよう法令・制度の周知を行います。また、女性の起業や再就職を支援します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する	13	市職場における育児・介護休業制度の周知・普及	職員課
	14	各種法令・制度の周知のための講座等の開催	市民協働課
	15	男女の雇用機会均等を図るための企業・雇用主向け講座等の開催	市民協働課
	16	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の周知	商工振興課 地域保健課
	17	女性の起業・再就職を支援するための講座等の開催	商工振興課

方策⑤ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について積極的な意識啓発や学習の機会を提供します。また、男性の子育てや介護への参画を推進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する	18	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等の開催	市民協働課
	19	ワーク・ライフ・バランス推進のための企業・雇用主向け講座等の開催	市民協働課 商工振興課
	20	企業・雇用主に向けた労働局等からの情報の周知	商工振興課
男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する	21	男性の子育てへの参画促進のための講座等の開催	市民協働課
	22	パパ・ママ教室の開催	地域保健課
男性の育児休業の取得を促進する	23	市職場における男性の育児休業取得促進	職員課
男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する	24	男性の介護への参画促進のための講座等の開催	市民協働課
不妊治療と仕事の両立を支援する	25	不妊専門相談	地域保健課

方策⑥ ハラスメントが行われない職場づくりの促進

セクシュアル・ハラスメント⁶⁾、マタニティ・ハラスメント⁷⁾、パワーハラスメント⁸⁾等、職場におけるハラスメント防止のための啓発を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う	26	市職場におけるハラスメント防止のための研修	職員課
	27	ハラスメント防止のための講座等の開催	市民協働課

6)、7) はP 4 1 用語解説参照、8) はP 4 2 用語解説参照

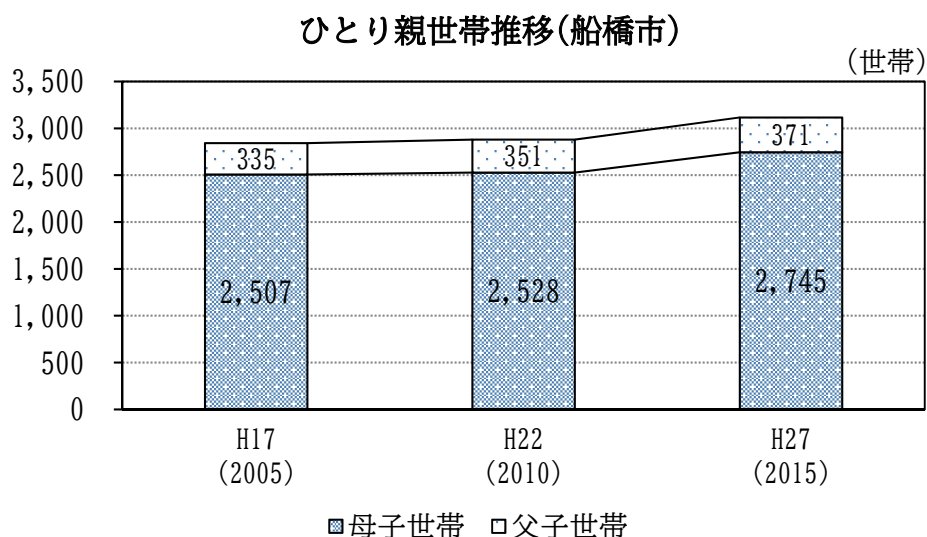
課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

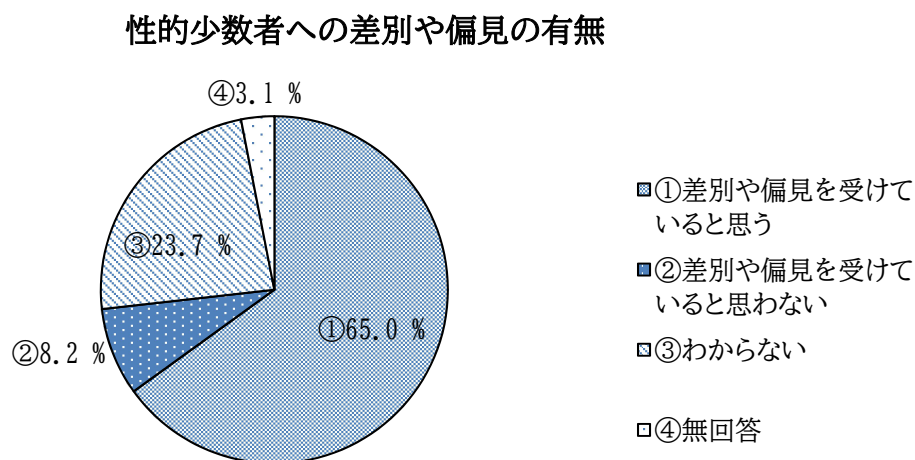
非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等の若年無業者は、経済的に自立できるよう支援が必要です。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、性的少数者⁹⁾の方が社会的な差別や偏見を受けていると思うか聞いたところ、「差別や偏見を受けていると思う」と65.0%の人が答えています。性的少数者が安心して暮らせるよう、引き続き、性の多様性に関する理解を進めていくことが必要です。

また、男女共同参画社会の実現には、年齢や国籍、障害の有無に関わらず、その人権が守られ、孤立することなく誰もが安心して暮らせる社会をつくることが大切です。



出所:令和2年版船橋市統計書より作成



出所:令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

9) はP 4 2 用語解説参照

方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

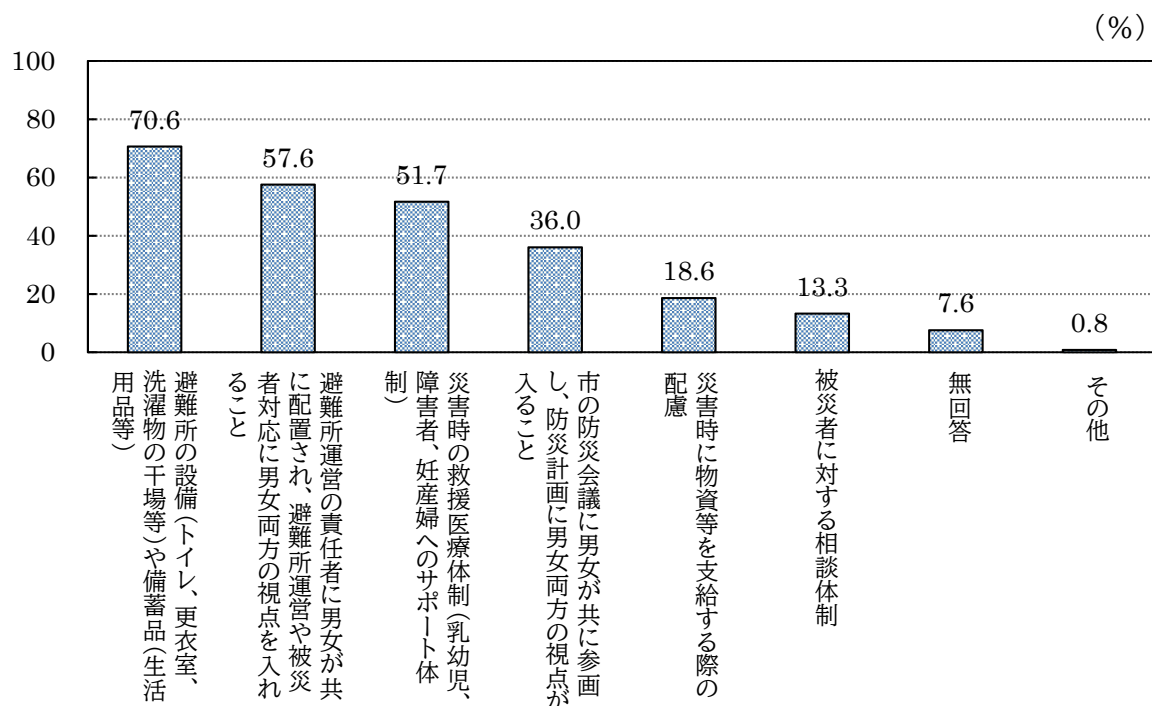
ひとり親家庭の親子や若年無業者等が社会的・経済的に安心して生活できるよう自立のための支援を行うとともに、それぞれの状況に応じた就労等の支援を行います。

性的少数者が差別されることなく地域で安心して暮らせるよう、性の多様性に関する理解を促進するとともに当事者への支援を図ります。その一環として、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を市が証明する「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」を令和3年（2021年）12月に導入しました。

また、高齢者、障害者、外国人が社会の一員として安心して暮らせるよう支援します。

近年、風水害や地震などの災害が多発しています。災害時の備えとしては、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう意識啓発を行うとともに、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場に女性の参画拡大を図ります。

防災や災害対策において、男女の性別に配慮した
対応が特に必要だと思うこと（回答は3つまで）



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑦ 生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親家庭や若年無業者等の自立のための支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
ひとり親家庭等に対して、自立のための支援を行う	28	ひとり親家庭等に対する就業自立支援事業	児童家庭課
	29	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談	児童家庭課
	30	母子生活支援施設での保護・支援	児童家庭課
	31	養育費の取り決め等を促進させる周知・啓発や支援	児童家庭課
	32	女性の起業・再就職を支援するための講座等の開催	商工振興課
若年無業者等が経済的に自立することができるよう就労・学習支援を行う	33	住居確保給付金の支給(生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	34	学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	35	就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)	地域福祉課
	36	若年無業者就労支援事業	商工振興課
困難を抱える人への、多様な主体間の連携による支援を行う	37	就労支援事業	生活支援課

方策⑧ 性の多様性に関する理解の促進と支援

性的少数者が差別されことなく地域で安心して暮らせるよう支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
性的少数者への理解の促進を図る	38	性的少数者の理解のための講座等の開催	市民協働課
	39	リーフレット等による周知	市民協働課
	40	性的少数者の理解のための教職員研修	総合教育センター
性的少数者を支援する	41	性的少数者の支援のための交流会等の開催	市民協働課

方策⑨ 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人が差別されことなく地域で安心して暮らせるよう支援をします。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う	42	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	高齢者福祉課
	43	高齢者虐待防止のための取組	地域包括ケア推進課
	44	船橋市社会福祉協議会が実施する「高齢者等の生きがいづくりや交流事業」に対する支援	地域福祉課
	45	公民館での講座の開催(高齢者対象事業)	公民館
	46	高齢者の消費者被害防止のための相談や学習の機会の提供	消費生活センター
	47	高齢者の消費者被害防止のための研修	消費生活センター
	48	消費者安全確保地域協議会の開催	消費生活センター
	49	高齢男女の就業促進、能力開発のための支援	商工振興課
障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う	50	障害者差別解消のための啓発	障害福祉課
障害者の就労を支援する	51	就労支援事業	障害福祉課
	52	障害者就労支援事業	商工振興課
外国人を対象とした相談や学習機会を提供する	53	外国人採用に関する支援制度等の周知	商工振興課
	54	多言語での情報提供や相談体制の充実	国際交流課
	55	日本語教室の開催	国際交流課

方策⑩ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制づくりをするとともに、女性消防団員の入団を促進します。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う	56	地域防災力向上のための講座等の開催	危機管理課
	57	自主防災組織等の活動促進	危機管理課
	58	男女共同参画の視点からの災害時に効果的な取組事例の共有	市民協働課
	59	男女共同参画の視点に立った防災講座の開催	市民協働課
防災の現場における女性の参画拡大	60	消防団への女性の積極的な入団の促進	警防指令課

課題Ⅲ 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」という。）¹⁰⁾は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いということもあり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

DVの被害は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

また、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）¹¹⁾ やストーカー行為、性犯罪等が社会問題となっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、DV被害者を保護するための不断の取組が必要です。

《日本国内におけるDV被害者及び相談の状況》

相談件数は継続して増加し、令和2年(2020年)は82,643件(前年比+436件、+0.5%)とDV防止法施行後最多となっています。

警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数 (件)



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年(2001年)は、DV防止法の施行日(10月13日)以降の件数

注3) 法改正を受け、平成16年(2004年)12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、平成20年(2008年)1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年(2014年)1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

被害者の性別

	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R2(2020)の割合
男性	10,496	12,440	15,964	17,815	19,478	23.6%
女性	59,412	60,015	61,518	64,392	63,165	76.4%

被害者の年齢

	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R2(2020)の割合
10 歳代	1,325	1,359	1,369	1,387	1,252	1.5%
20 歳代	15,969	16,508	18,145	19,385	19,320	23.4%
30 歳代	20,524	20,873	21,855	22,717	22,316	27.0%
40 歳代	17,350	18,066	18,687	19,701	18,964	22.9%
50 歳代	6,962	7,491	8,335	9,048	9,865	11.9%
60 歳代	4,251	4,093	4,365	4,442	4,580	5.5%
70 歳代以上	3,512	4,038	4,661	5,474	6,328	7.7%
年齢不詳	15	27	65	53	18	0.1%

出所：令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について（警察庁）を加工して本市作成

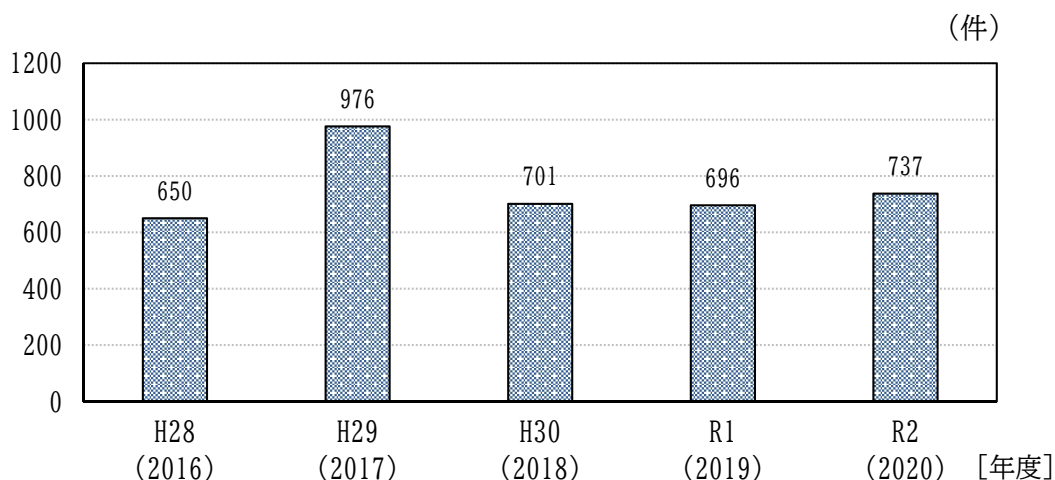
方針4 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、DV被害者が相談しやすいよう、相談機関の周知及び相談・支援体制の充実を図ります。

また、DVやデートDVについて正しい知識や情報の普及、啓発を行い、DVの未然防止につなげていきます。

本市では平成30年（2018年）4月に、DV防止法（配偶者暴力防止法）における市町村の努力義務となっている「配偶者暴力相談支援センター¹²⁾」の機能を整備し、継続的な相談、手続きの一元化、関係機関との連絡調整、自立支援など、支援の充実を図ってきました。今後もよりきめ細やかで迅速なDV被害者支援を行っていきます。

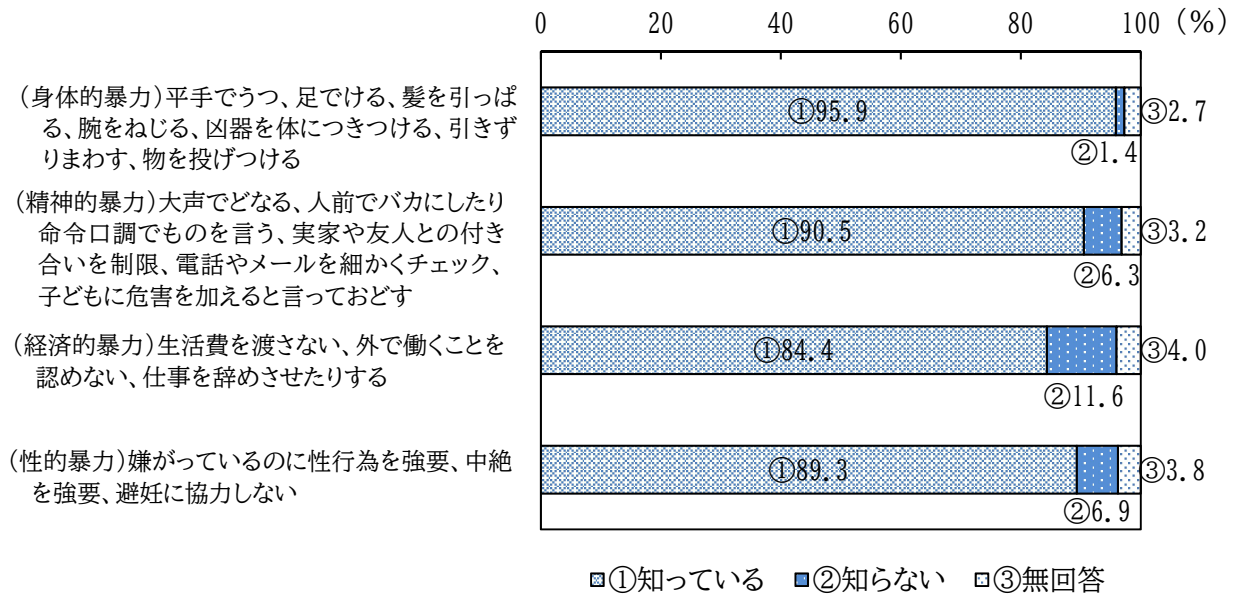
女性相談室のDV相談件数（船橋市）



出所：家庭福祉課作成資料

12) はP42用語解説参照

DVとなりうる行為の周知度



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑪ 暴力根絶のための予防啓発・教育

様々な形で存在しうる配偶者等からの暴力についての理解を深め、暴力のない社会となるよう予防啓発を行います。

また、ストーカー行為や性犯罪などの抑止となるよう、暴力がないまちづくりを進めます。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する	61	ホームページ・情報誌・広報誌等による周知	市民協働課
	62	DV やデート DV 防止のための講座等の開催	市民協働課
暴力がないまちづくりを進める	63	防犯灯の整備	自治振興課
	64	地域の自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課
	65	市内巡回による犯罪の抑止	市民安全推進課

方策⑫ 相談・支援体制の充実

D V被害の潜在化を防止するとともに問題の早期解決に向け、様々な問題を抱える方が相談しやすいよう窓口の充実を図り、広く相談窓口を周知することで、早期の相談・支援に繋がります。

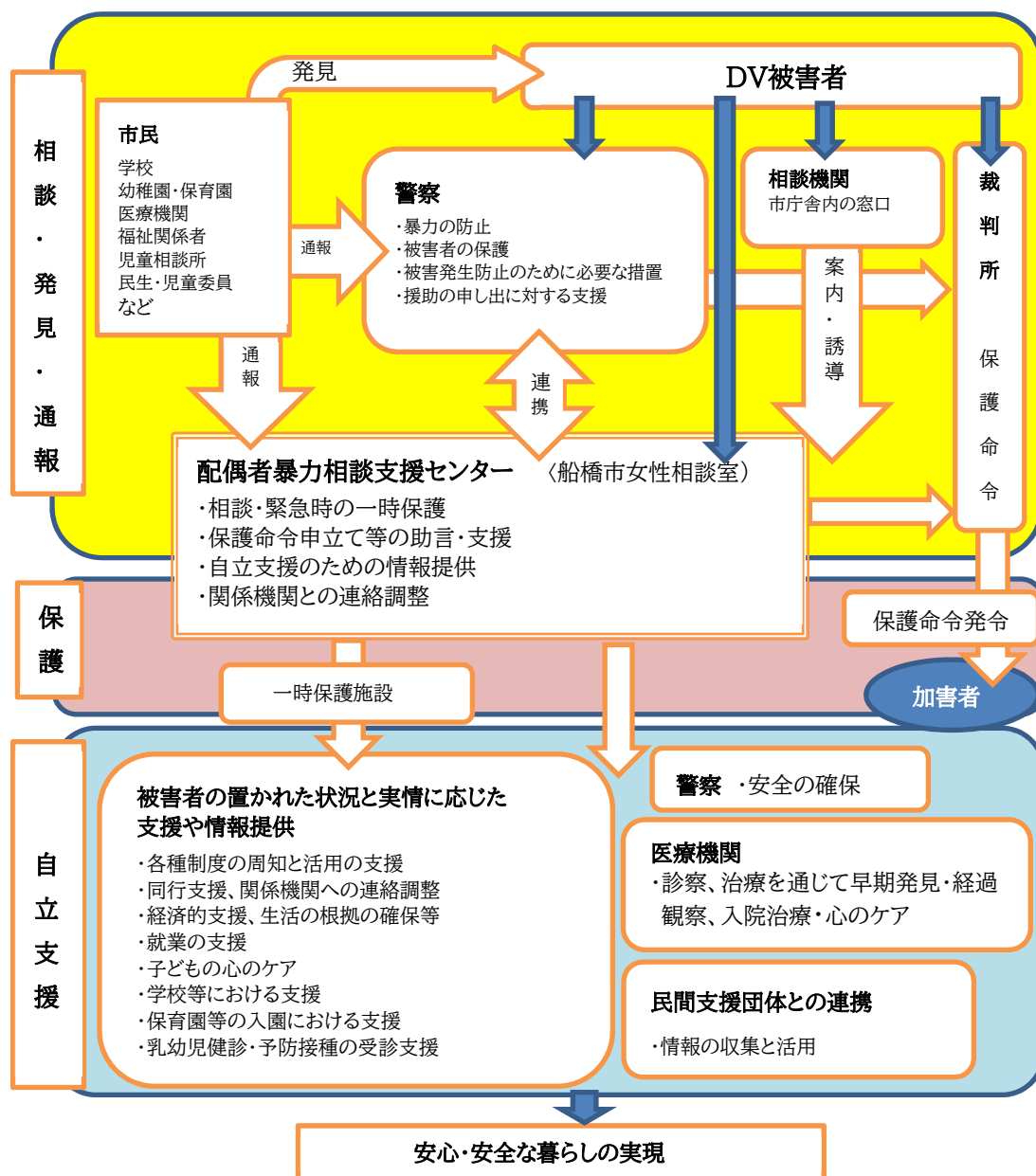
方策の方向性	事業番号	事業	担当課
相談業務の充実を図る	66	犯罪被害者支援のため知識・技能を向上させることを目的とした研修への職員参加	市民安全推進課
	67	性犯罪や性暴力被害者のための相談・支援情報を周知	市民協働課
	68	市民法律相談・生活相談	市民の声を聞く課
	69	生き方相談・女性のための法律相談	市民協働課
	70	相談カードの配布等による相談窓口の周知	市民協働課
	71	女性相談	家庭福祉課
	72	相談員の研修への派遣	家庭福祉課
	73	家庭児童相談	家庭福祉課
	74	児童虐待防止に係る啓発	家庭福祉課
	75	様々な悩みに対応する相談窓口の周知	健康政策課
	76	SNS相談事業	健康政策課

方針5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

DV被害者とその同伴する家族の安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で援助を行うことが重要です。同被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

自立した生活を目指すDV被害者の多くは、就労機会の確保、住宅や生活費、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。DV被害と児童虐待との相互の支援の隙間が生じないように関係機関が連携を図り、DV被害者が早期に安定した生活基盤が確保できるよう継続的な支援をしていきます。

《DV被害者支援フロー》



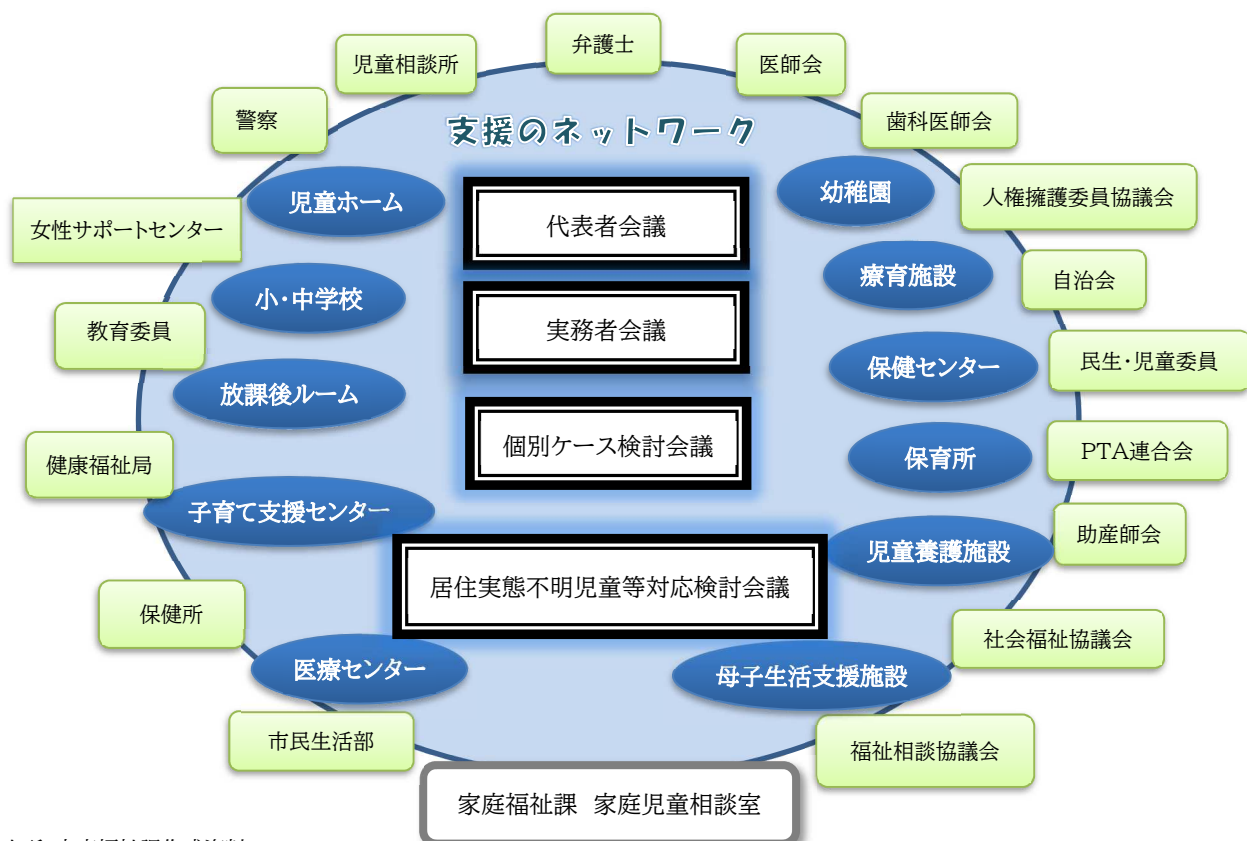
出所：家庭福祉課作成資料

方策⑬ 被害者の安全確保と自立支援

被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
被害者の安全確保を図る	77	被害者の一時保護	家庭福祉課
	78	情報管理の徹底	家庭福祉課
被害者の自立支援と関係機関との連携を行う	79	自立支援のための情報収集と情報提供	家庭福祉課
	80	DVに関する職員研修会の開催	家庭福祉課
	81	民間支援団体との連携についての研究	家庭福祉課
	82	「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」における連携	家庭福祉課

≪船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成≫



出所:家庭福祉課作成資料

課題Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画は、男性にとっても、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができるなど、自由な選択を可能にすることに繋がります。男女が自立して個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）¹³⁾を解消し、あらゆる分野で男女平等の意識が高まるよう、教育と学習の機会の充実を図る必要があります。

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、育児や介護における男性の役割がますます増えていくことが見込まれることから、性別に関わらず働きながら安心して育児や介護ができる環境整備を行うことが重要です。

方針6 育児・介護の支援基盤の整備

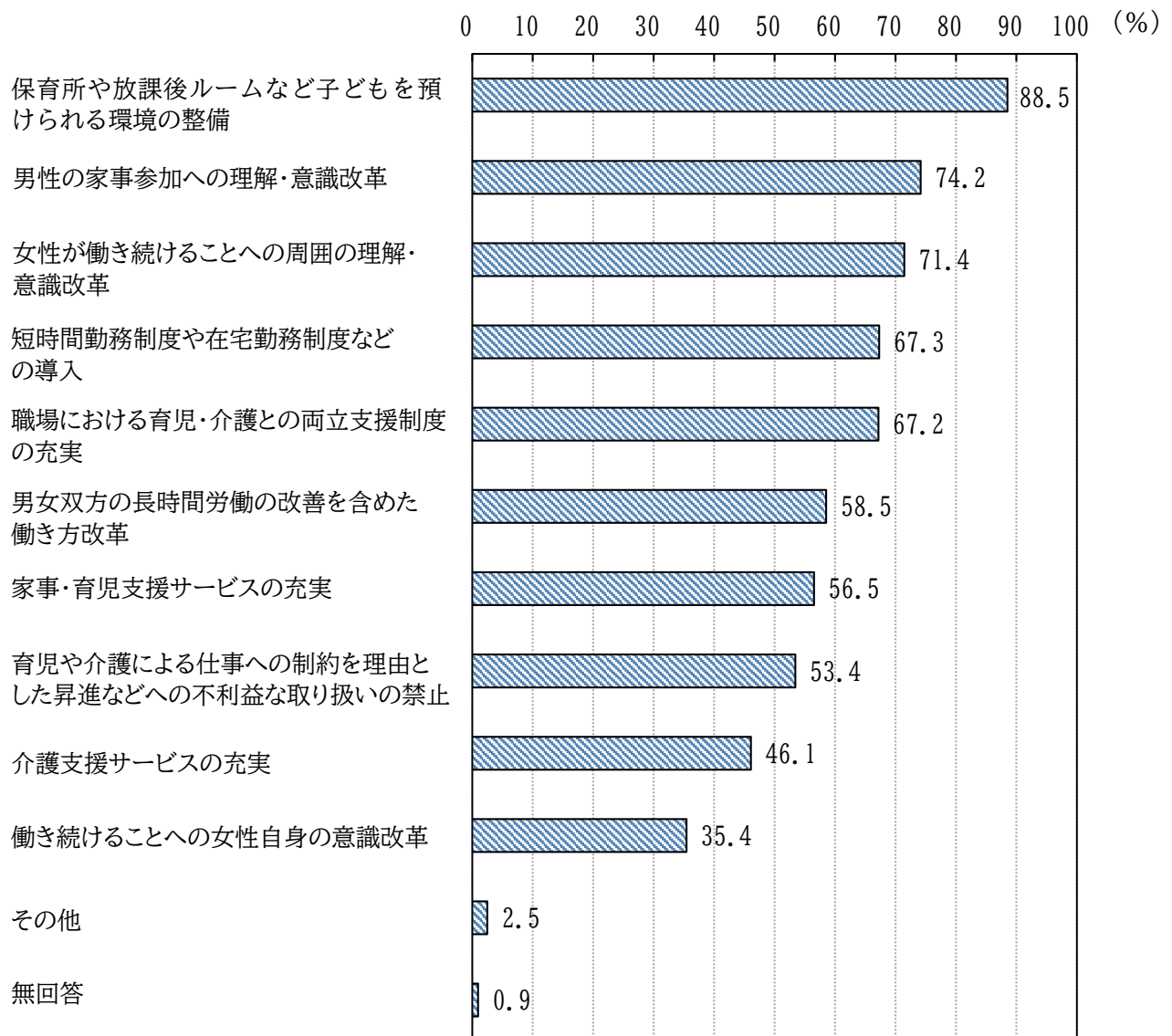
すべての家庭それぞれが必要とする支援を受けられ、安心して子どもを産み育てることができるよう、相談業務の充実と学習機会の提供を図るとともに、子育て支援事業の充実を図ります。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことは何かを聞いたところ、「保育所や放課後ルームなど子どもを預けられる環境の整備」と88.5%の人が答えています。市では引き続き、保護者の多様なニーズに応えるため、保育等の提供体制の充実や安全な通学経路等の確保を図るなど、育児支援の充実に努めます。

また、介護・看護のために離職した人は年間9万9千人（平成29年就業構造基本調査）で、そのうち女性が8割を占めています。家族を介護する男女が、経済基盤となる仕事を辞めずに介護との両立ができることが重要です。介護支援サービスの充実と、地域包括ケアシステムによる地域の包括的な支援・サービス提供体制によって、介護する人の負担や孤立感・不安感を軽減し、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりを進めます。

13) はP42用語解説参照

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、
家庭・社会・職場において必要なこと(複数回答可)



出所: 令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑭ 育児支援の充実

相談業務や保育サービス等の充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
相談業務・情報提供の充実を図る	83	スクールソーシャルワーカー配置事業	総合教育センター
	84	ふなばし健康ダイヤル 24	健康政策課
	85	子育てに関する情報の発信	子ども政策課 地域子育て支援課
	86	家庭児童相談	家庭福祉課
	87	子育て相談	地域子育て支援課
	88	子どもの発達に関する相談	療育支援課
	89	市立全小学校・高等学校におけるスクールカウンセラーの配置	指導課
	90	教育相談	総合教育センター
	91	家庭教育相談	社会教育課
	92	18歳までのお子さんや、妊娠期から子育て期の保護者からの相談	地域保健課
	93	マザーズハローワークの周知	商工振興課
多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る	94	待機児童の解消に向けた保育所等の整備	子ども政策課
	95	放課後ルーム事業	地域子育て支援課
	96	ファミリー・サポート・センター(育児)事業	地域子育て支援課
	97	子育て短期支援事業(ショートステイ)	地域子育て支援課
	98	家庭的保育への巡回	公立保育園管理課
	99	発達支援保育の実施	公立保育園管理課

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る	100	一時預かり・休日保育事業	保育認定課
	101	病児・病後児保育事業	保育認定課
	102	認可外保育施設通園児補助金	保育認定課
	103	幼児教育・保育の無償化	学務課 保育認定課
子育てに関する学習機会を提供する	104	保育所での講座や教室の開催	公立保育園管理課
	105	公民館での講座の開催(就学時健診等における子育て学習)	公民館
	106	公民館での講座の開催(家庭教育セミナー)	公民館
	107	公民館での講座の開催(子育て支援事業)	公民館
	108	地域における子育て支援のための講座等の開催	市民協働課
地域における子育て支援事業の充実を図る	109	子育て支援センター・児童ホーム事業	地域子育て支援課
	110	船っ子教室(放課後子供教室)推進事業	教育総務課
	111	船橋市社会福祉協議会が実施する「子育てする親が地域で交流する事業」に対する支援	地域福祉課
子どもの安全な通学経路等を確保する	112	地域の自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課
	113	市内巡回による犯罪の抑止	市民安全推進課
	114	交通事故防止のための交通安全対策の推進	市民安全推進課 子ども政策課

方策⑮ 介護支援の充実

介護する人の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりに努めます。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する	115	介護保険制度の周知	介護保険課
	116	やすらぎ支援員訪問事業	高齢者福祉課
	117	ファミリー・サポート・センター(介護)事業	高齢者福祉課
	118	一時介護料の助成	障害福祉課
	119	施設等への短期入所支援	障害福祉課
	120	日中一時支援	障害福祉課
	121	障害者(児)総合相談支援事業	障害福祉課
地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する	122	生活・介護支援サポーター事業	高齢者福祉課
	123	生活支援コーディネーターの配置	地域福祉課
	124	地域福祉支援員の配置	地域福祉課
	125	地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケア推進課
	126	地域包括支援センターの周知	地域包括ケア推進課
	127	高齢者の地域の支え合いの体制づくり	地域包括ケア推進課
	128	認知症サポーター養成講座の開催	地域包括ケア推進課

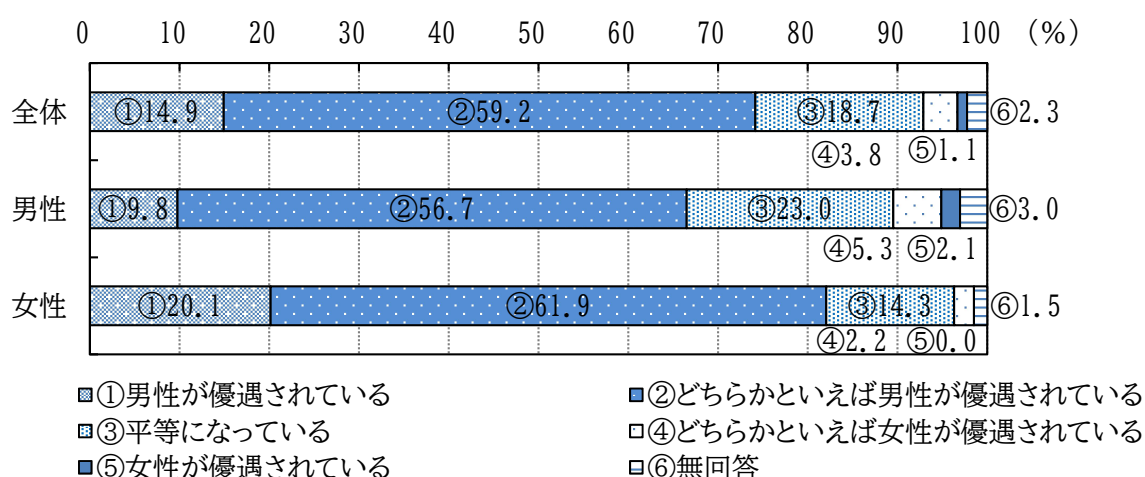
方針７ 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

令和２年度船橋市男女共同参画市民アンケートで、社会全体における男女平等について聞いたところ、全体で74.1%の人が「男性が優遇されている（どちらかといえば優遇されているを含む）」と答え、「平等になっている」と答えた人は18.7%でした。また、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は徐々に解消されているとはいえ、根強く残っています。

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が解消され、男性も女性も一人一人が、お互いを尊重しながら長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられるように、引き続き男女双方の意識改革や理解の促進に努めます。

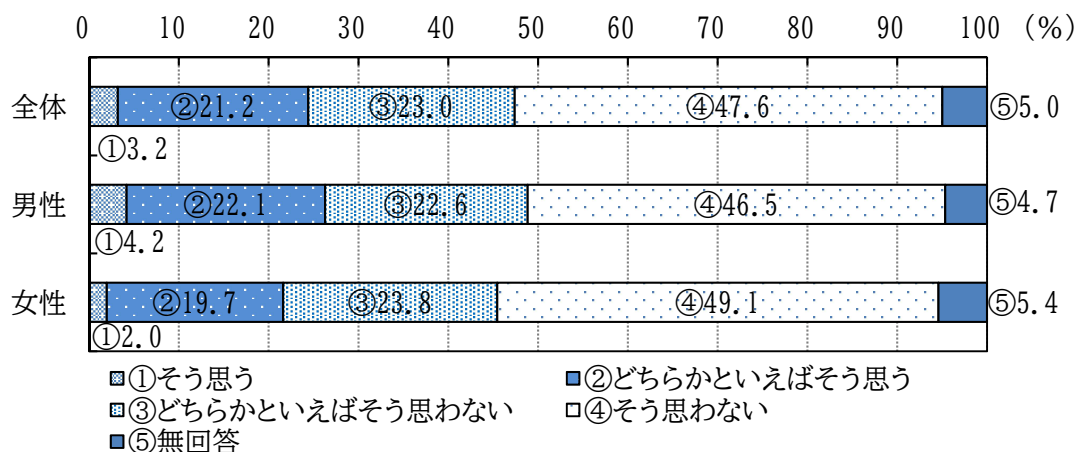
また、子どもの意識形成に大きな影響力をもつ学校教育や、高齢者に至る幅広い世代を対象とした社会教育等において、男女平等の理念を推進する教育・学習の機会の充実を図ります。

社会全体における男女の地位の平等感



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑯ 男女共同参画推進のための啓発・相談

男女共同参画の意義についての理解を深めるために啓発活動や相談業務を行います。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る	129	生き方相談・女性のための法律相談	市民協働課
	130	女性相談	家庭福祉課
男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直しを行う	131	男女共同参画の意識の醸成のための各種講座やイベント等の開催	市民協働課
	132	男女共同参画の意識の醸成のための情報誌・リーフレット等の配布	市民協働課
	133	市の刊行物における男女共同参画の視점에配慮した表現の周知	市民協働課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ¹⁴⁾ について学習機会を提供する	134	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解のための講座等の開催	市民協働課

方策⑰ 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

方策の方向性	事業番号	事業	担当課
教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る	135	人権教育・啓発活動の促進	指導課
	136	青少年のインターネット安全利用のための啓発	青少年課
	137	教職員を対象としたキャリア教育 ¹⁵⁾ についての研修	総合教育センター
	138	公民館での講座の開催(男女共同参画社会の実現を目的とした事業)	公民館
	139	図書館資料の提供を通じた学習機会の充実	西図書館

14)、15)はP43用語解説参照

Ⅲ．計画の総合的・効果的な推進

Ⅲ. 計画の総合的・効果的な推進

1 計画の推進体制

本計画は、学識経験者、関係団体、市民等で構成される「船橋市男女共同参画推進委員会」及び関係する部署の長で構成される「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」において協議・検討し策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は非常に広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」が中心となって全庁的な取組を進めます。また、「船橋市男女共同参画推進委員会」からの意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向け、計画の推進に取り組めます。

2 計画の進捗管理

「船橋市男女共同参画庁内連絡協議会」では、年度ごとに事業の個別評価と総合的な評価を行うとともに、全庁的な情報の共有と連携を進めます。

また「船橋市男女共同参画推進委員会」においても、事業の点検・評価を行うとともに、課題ごとに定める指標の推移で計画全体の進捗状況を確認します。指標の目標値は令和7年度とし、達成状況を次の計画策定の参考とします。

3 男女共同参画センターの充実

男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターが、身近で利用しやすい拠点となるよう、男女共同参画の視点からの情報資料や図書等の提供、相談業務の実施、交流の場の提供、企画の実施等により、男女共同参画センターの充実を図ります。



4 指標一覧

課題Ⅰ 男女が共に活躍できる環境づくり

①管理監督職への女性職員の登用率

(課長補佐級以上(6級以上))

現状値(令和3年4月1日)	令和7年度目標値
20.4%	22.0%

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

②市の審議会等の女性委員の割合

現状値(令和3年4月1日)	令和7年度目標値
29.4%	40.0%

③職場における男女の地位の平等感

(職場で男女平等と感じる人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
25.5%	30.0%

④ワーク・ライフ・バランスの周知度

(ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
55.8%	75.0%

⑤市職場における男性職員の育児休業取得率

現状値(令和2年度)	令和7年度目標値
38.4%	40.0%

※目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせる

課題Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

⑥性的少数者の周知度

(性的少数者(またはLGBT)という言葉も意味も知っている人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
82.1%	90.0%

課題Ⅲ 配偶者等からの暴力の根絶

⑦DVとなりうる行為の周知度

(DVとなりうる行為と知っている人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)		令和7年度目標値
(身体的暴力) 平手でうつ、足でける、髪を引っばる、腕をねじる、凶器を体につきつける、引きずりまわす、物を投げつける	95.9%	100.0%
(精神的暴力) 大声でどなる、人前でバカにしたり命令口調でものを言う、実家や友人との付き合いを制限、電話やメールを細かくチェック、子どもに危害を加えると言っておどす	90.5%	100.0%
(経済的暴力) 生活費を渡さない、外で働くことを認めない、仕事を辞めさせたりする	84.4%	100.0%
(性的暴力) 嫌がっているのに性行為を強要、中絶を強要、避妊に協力しない	89.3%	100.0%

⑧DVに関する相談窓口の周知度

(市役所でDVの相談ができることを知っている人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
63.0%	75.0%

課題Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

⑨保育所等の待機児童数

現状値 (令和3年4月1日)	令和7年度目標値
12人	0人

⑩社会全体における男女の地位の平等感

(社会全体で男女平等と感じる人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
18.7%	30.0%

⑪「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(「男は仕事、女は家庭」という考え方に、そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)人の割合)

現状値 (令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート)	令和7年度目標値
70.6%※	75.0%

※「どちらかといえばそう思わない」23.0%「そう思わない」47.6%

用語解説

1) ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

2) 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

4) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するもの。

5) 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のこと。

6) セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。

7) マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格する等の不利益な取扱いをすること。

8) パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、継続的に精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

9) 性的少数者

本計画では、性同一性障害や性的指向・性自認を理由に困難な状況におかれている人のこと。

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「S O G I」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「L G B T」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

10) ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的・子どもを巻き込んだ暴力も含まれる。

11) デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。

12) 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DVに関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援などを行う都道府県、市町村の機関。平成20年（2008年）1月に施行された改正DV防止法において市町村への設置が努力義務とされている。

13) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

14) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（平成7（1995年））のパラグラフ94、95、106（k）を参照。

URL:https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html

15) キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のこと。

参考資料

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、船橋市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 船橋市男女共同参画計画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(参考意見等の聴取)

委員会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民生活部 市民協働課が行う。

(公務上の災害補償)

第9条 委員が公務上負傷した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(船橋市女性問題懇談会の廃止)

2 船橋市女性問題懇談会設置要綱(船橋市要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第16期船橋市男女共同参画推進委員会委員名簿

【任期】 令和元年7月31日～令和4年3月31日

敬称略

	氏名	所属等	備考
学識経験者	大石 聡子	弁護士	会長
	大村 アヤ子	船橋市生活学校運動推進協議会	
	片桐 卓	船橋SLネットワーク	副会長
	黒田 友紀	日本大学准教授	
	木暮 卓義	船橋市保育園父母会連絡会	
	吉岡 洋一	船橋市PTA連合会	～R3.5.17
	佐原 摩貴子	船橋市PTA連合会	R3.5.18～
	畠中 ツヤ子	船橋市民生児童委員協議会	
	香取 政弘	船橋市自治会連合協議会	～R2.4.1
	文川 和雄	船橋市自治会連合協議会	R2.7.1～
	松本 初恵	船橋商工会議所	
	松岡 かおり	一般社団法人船橋市医師会	～R2.5.30
	松本 歩美	一般社団法人船橋市医師会	R2.6.1～
	村上 朗子	公益社団法人船橋青年会議所	～R2.12.31
	山下 晋太郎	公益社団法人船橋青年会議所	R3.1.1～
市民	石村 修	市民公募	
	藤田 和典	市民公募	

船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における男女共同参画に関連する施策について、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な施策を推進するため、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各課における男女共同参画政策の連絡及び調整に関すること
- (3) 男女共同参画政策に関する調査及び研究に関すること
- (4) その他男女共同参画政策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者及び会長が指名する所属長をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部長、副会長は会長が指名した者とする。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議事の進行及び整理は、会長が行う。

(研究部会)

第4条の2 協議会には、必要に応じ、研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会の座長は、互選とする。
- 3 研究部会の委員は、協議会委員が推薦する職員の中から会長が指名する。
- 4 研究部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

(参考意見等の聴取)

第5条 協議会及び研究部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民協働課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

(船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱の廃止)

- 2 船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱(昭和53年船橋市要綱)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

市民生活部	部長 市民協働課長 自治振興課長 市民安全推進課長
市長公室	危機管理課長 市民の声を聞く課長 国際交流課長
企画財政部	政策企画課長
総務部	法務課長 職員課長
健康・高齢部	健康政策課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長
保健所	地域保健課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長

子育て支援部	子ども政策課長 児童家庭課長 家庭福祉課長 保育認定課長 公立保育園管理課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長 指導課長 総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長 青少年課長 西図書館長
消防局	総務課長 警防指令課長
農業委員会事務局	事務局長

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との

情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

い。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認

定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施

するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を

除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含

め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を

行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行って

いることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明

治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二

項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。た

だし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを

含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができ同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。